

印旛沼 改良区だより

発行所
〒285-0011 千葉県佐倉市山崎 143
水土里ネット印旛沼
印旛沼土地改良区
編集人 磯 正一
TEL 043 (484) 1155
FAX 043 (485) 3335
URL: <http://www.inbanuma-lid.jp>
E-mail: inba@inbanuma-lid.jp
印刷所
茨城県龍ヶ崎市
倉沢印刷株式会社



印旛捷水路より 北印旛沼を望む

理事長あいさつ

新緑の候、組合員の皆様には本土
地改良区の運営に際し、日頃よりご
理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げ
ます。

始めに新型コロナウイルス感染症
拡大については、既に足掛け3年にな
るところですが、未だ終息には至
らないなか今日を迎えております。

コロナ禍にあつては、幸い農業従事
において差し迫った影響はありません
が、特に業務用を中心に需要が低
迷し、昨年は大幅な米価の下落がみ
られました。

昨年10月の臨時総代会では、「コロ
ナ禍によるコメ危機の改善を求める
決議」が動議として提案され、可決
決定し政府関係機関に送付したこと
をご報告いたします。

さて、昨年11月の総代会改選に続き、
12月に任期満了に伴う役員選挙が執
行され、無投票により新たに理事・
監事が選出されました。さらに12月
23日に、理事の互選により私が引き
続き理事長の重責を担うこととなり
ました。

今後とも印旛沼地域の農業農村の
発展のため、役員員一体となつて誠
心誠意務めさせていただく所存です
ので、皆様の一層のご指導ご協力の
程をお願い申し上げます。

次に、土地改良法の改正に伴い、総
代会制度ほか順次、進めてまいりまし
たが、令和4年度より土地改良区の
会計制度が、複式簿記を伴った事務
処理により、貸借対照表ほか新たな
決算書類を作成することになり、先
の通常総代会を通じ関係する規定や
新たな会計細則を定めたところです。

国営印旛沼二期事業は、総事業費
435億円、令和6年度を工期とし、
今後の埴原ブロックや一本松プロッ
クを残し工期の終盤に入っています。

しかしながら、工事を進めるにお
いて、地質条件や地下水位の関係か
ら仮設工法等の見直しが必要となり
工事費が増嵩しております。

この他、不要施設の撤去範囲の見
直し、気象変動による水害リスクに
適応した施設整備の追加、特定外来
種ナガエツルノゲイトウによる排水
機場の支障による除塵機設置等の対
応策など、近年の社会経済情勢の変
化に即応するため、事業計画の変更
が必要となっております。組合員皆
様には、令和6年に同意徴集手続き
をお願いする予定であります。今後、
地元意見を踏まえ事業計画の見
直し案の検討を十分行つてまいりた
いと考えております。

印旛沼地域にとつては、この国営
事業を契機に関連事業として基盤整
備を進めるに併せ、生産コスト低減
技術の適用など図つて行く必要があ
ると考えています。いずれの地域でも
担い手問題は差し迫っており、担い
手への農地集積を加速させるため、
農地中間管理事業に関連する基盤整
備事業が必要であり、改良区として
もその推進の一役を担つてまいりた
いと思います。

結びに、本年も台風や地震災害な
ど見舞われることなく、順調に生育
が進み、稔の秋を迎えられるようご
祈念申し上げ、加えて皆様の更なる
ご理解ご協力を賜りますよう、重ね
てお願い申し上げます。

令和4年3月通常総代会開催 新年度予算、会計細則の設定ほか 全議案原案どおり可決

令和4年3月29日、通常総代会が本区会議室において開催されました。
総代現員数61名より60名（書面議決書提出6名）の出席を得て、コロナ禍により会議規模の縮小、時間短縮ほか考慮し午前9時に開会しました。
来賓に、国営二期事業所長、印旛農業事務所長、水資源機構千葉用水総合管理所長が臨席され、事業の進捗状況ほか含めご挨拶を頂きました。
議長には印西市選出の富井康夫総代が選出され、規約の改正、新たな会計細則の設定、令和4年度一般会計予算案等全12議案が上程され、慎重審議の結果、全案可決決定されました

へ通常総代会提出議案へ

- 第1号 規約の一部改正について
- 第2号 新たな会計細則の設定について
- 第3号 令和3年度一般会計補正予算案について
- 第4号 令和3年度特別会計補正予算案について
- 第5号 令和4年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第6号 令和4年度総代・役員・委員等の報酬及び費用弁償等について
- 第7号 令和4年度一般会計収支予算案について
- 第8号 令和4年度農林漁業資金の借入について
- 第9号 組合費及び負担金、分担金、加入金等の随時賦課徴収について
- 第10号 金銭の運用方法及び預け入れ金融機関について
- 第11号 一時借入について
- 第12号 事業資金の借入について



新役員紹介



理事長
長谷川邦彦



副理事長
竹内 誠



代表監事
須藤 賢一

理事長 長谷川邦彦
副理事長 竹内 誠
代表監事 須藤 賢一

新たな執行体制がスタート！

任期満了に伴う役員選挙は、令和3年12月8日臨時総代会に於いて、無投票により左表のとおり確定しました。続く12月23日新理事会・監事会を開催し、正副理事長及び代表監事を互選、この他各委員会等の配属を決定しました。

理事（定数16名）

第一被選挙区	木村 正博	印西市	第四被選挙区	綿貫 清	酒々井町・富里市
小川 利彦	印西市笠神	第五被選挙区	佐倉市・四街道市・千葉市・八街市		
清水 眞市	印西市将監	岡本 隆	佐倉市宮前		
小倉 正美	印西市下井	長澤 信夫	佐倉市六崎		
豊田 光弘	印西市平賀	土屋 勝弘	佐倉市飯塚		
第二被選挙区	栄町	栗飯原 廣	四街道市萱橋		
芝野 茂	栄町安食	第六被選挙区	八千代市		
長谷川 邦彦	栄町四箇	竹内 誠	八千代市村上南		
第三被選挙区	成田市	第七被選挙区	船橋市・白井市		
秦野 弘之	成田市下方	武藤 英夫	船橋市小室町		
内山 良一	成田市台方				
第一・第三被選挙区	須藤 賢一	印西市吉高	第四・第七被選挙区	富 彌 新一	八街市根古谷
古関 修	成田市台方			石井 敏雄	八千代市桑納



関東農政局
印旛沼二期農業水利事業所

所長 田中 卓二

「然るに我々の先祖が、幾度も失敗した原因はなんでしょう。何れも民間企業家又はお上の事業であり、我々農民が積極的に自らの計画をもって、完成に協力したものではありません。完成したものでない。先祖からの夢と先覚者有志の悲願を実現するための唯一最高のものは、地元農民の全部が参加して組織した土地改良区でなければなりません。」

昭和二十七年の印旛沼土地改良区の設立趣意書の抜粋です。江戸時代の享保、天明、天保の三回の挫折等乗り越え印旛沼農業の礎を築いていくという熱気が感じられる、私の大好きな一節です。

平成二十二年にはじまった国営印旛沼二期農業水利事業では、この先達の想いを受け継いで、優良な食料基盤を次代に伝えていくため、事業所職員一同、日々、努力を重ねているところです。白山甚兵衛、宗吾北、宗吾西、吉高各地区の通水を開始し、現在、埜原、一本松各地区の通水に向けて、工事の進捗を図っています。我々の仕事の基本は「現場」にあると考えており、皆様の声を事業に反映させるべく、改良区事務局とともに取り組んで参りたいと考えています。

この紙面をお借りして、当事業所の進めている取組について、ご報告させていただきます。

第一は、計画変更についてです。平成二十二年の事業着工時点の総事業費から十%以上増加することになり、土地改良法に基づく計画変更の手続きを行うこととなりました。計画変更の内容は、①総事業費四三五億円（令和三年度時点）の増額、②事業工期（令和六年度）の延長③機場の耐水化対策、ナガエツルノゲイトウ対策、除塵対策等の新たな対策の追加等を行うものです。三月に開催された印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会（会長・西田佐倉市長）臨時総会において、当地区の計画変更の着手について賛成一四名、反対〇名により可決決定がなされました。今後、改良区の理事会・総代会での説明とあわせ、推進協議会において、変更総事業費の概算額や地元負担額の見込みを提示させていただき、今年度中に変更事業計画を概定、令和五年に本省計画変更委員会の諮問、令和六年に変更計画の同意徴集を予定しています。組合員の皆様には必要性をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

第二は、事業の計画的な進捗です。令和三年度補正で五億一千万円、令和四年度予算で二億八千二百万円を確保し、埜原、一本松、吉高地区で工事の進捗を図って参ります。特に、埜原地区では、令和六年春の埜原地区一次通水に向けて、必要な工事・協議を進めて参ります。

第三は、宗吾北地区等における配水不足への対応です。

昨年、外部の有識者として農研機構を招き、ポンプメーカ、設計コンサルタント、改良区と共同で、流量観測や水理計算等の原因究明を試みたものの、要因の特定には至らず、今年、性能低下に関する状況把握や過剰分水がないかなどをチェックしていく予定です。関係する皆様にはご不便をおかけしますが、引き続き、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本年二月からはじまったロシアのウクライナ侵攻は、世界の食料安全保障に大きな影響を及ぼしています。三月に開催されたG7臨時農業大臣会合で、金子農林水産大臣は、ロシアによる侵略を強く非難するとともに、世界第四位の小麦供給国であるウクライナからの穀物等の輸出停滞による食料安全保障の危機の回避に向けて、世界のすべての国々、関係国際機関が協働する必要性を訴えました。このように世界の食料安全保障が脅かされている今だからこそ、本地区をはじめとした我が国の食料基盤整備の重要性が増していると考えています。

なお、このたび、農林水産省公式YouTubeチャンネルで「二きくんの空の旅」六機場めぐり」を公開しました。ドローンで撮影した本地区の進捗状況をお楽しみください。

<https://youtu.be/9OpHxv5JvIA>

結びに、長谷川理事長をはじめとする印旛沼土地改良区の皆様の本事業に対するご支援に改めて感謝申し上げます。ともに、引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げます。

topics 01

酒直水門ゲート点検見学会

水資源機構管理施設 酒直機場・水門にて（令和4年2月）



洪水・調整・舟通の各水門からなる酒直水門施設

水門扉体の劣化状況を
目視確認!!

酒直水門は印旛沼開発事業により、それまで天然の湖沼であった印旛沼を、水位管理のできる調整池として活用するための水位調節水門として昭和41年に完成しました。

印旛沼（調整池）の洪水時には沼の水位を低下させるため、水資源機構の管理する酒直水門や印旛・大和田機場によって洪水排水を行います。

このように、沼の洪水排水を行う酒直水門の洪水吐ゲートは非常に重要な施設ですが、完成より55年を経過し扉体などの不具合や万一の稼働停止などが懸念されますが、常時水没しているため目視確認が不可能です。

このことから、今回、洪水吐ゲート部に角落しを設置し、扉体を全開させ点検が行われましたが、水資源機構千葉用水総管理所より声をかけて頂き、土地改良区職員も見学会として参加しました。水機構職員に案内され直に目視してみると、腐食の発生や水密ゴム等の劣化が著しく、改めて計画的な整備が必要と思われました。

topics 02

高濃度PCB廃棄物の 処分の実施（令和3年8月）



専用保管庫の不要コンデンサなど



許可業者の搬出状況!!

これまでポンプ場の更新等から、不要となり撤去した高濃度PCBを含む古い変圧器やコンデンサ類は、法律から土地改良区で厳格に適正保管してきました。

処分にあたり、保管状況など毎年報告し、専門事業体に事前に登録していましたが、昨年8月に収集運搬などの補助制度や処分費用の軽減措置を活用し、約30体の処分が完了しました。



千葉県印旛農業事務所

所長 小野 勉

勉

印旛沼土地改良区組合員の皆様方には、日頃より印旛沼地区の農業農村整備事業の推進をはじめとした本県の農業振興へのご理解、また、新型コロナウイルス感染症における県内での感染拡大防止のための様々な活動自粛等へのご協力に心より感謝申し上げます。

印旛沼地区は、成田市、佐倉市等4市2町に跨る約5,000ヘクタールの稲作地帯でありますが、用排水施設の老朽化による機能低下が問題になっていったことから、平成22年度より「国営印旛沼二期農業水利事業」として施設の更新整備が進められているところです。

今回の事業で整備された機

場は県が管理を受託することになっておりますが、いづれも地域の用排水を担う重要な施設であることから、今後も皆様が安心して営農ができるよう適切な管理運営に努めて参ります。

なお、国営事業で整備された先の末端施設については県営事業や団体営事業で整備することになります。現在、印旛沼地区（印西市）と印旛沼地区（成田市・栄町）の2地区で県営事業が実施中で、令和3年度の埴原地区では排水路の実施設計、印旛沼地区では導水路等の工事が

が行われました。さて、国内農業の取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、昨今の米価の低迷等厳しい状況にあり、当地域での営農継続や土地改良区の安定した運営への影響が懸念されています。

このような状況下で農林水産省は、耕作者を失った農地が荒らされることのないよう、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン（地域計画）」を策定するよう促しており、これは近々法定化される見込みになっております。具体的には、まず市町村が協議の場を設置し、地域の農家や農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区などが参画して、農地一筆毎の受け手を特定する「目標地図」を作り上げていくこととなります。

当事務所では、従来から職員が一丸となって地域の農業生産が維持発展するよう、農地中間管理事業による担い手の利用集積及び飼料用米や高収益作物の導入等を推進しており、既に印旛沼土地改良区の中で関心を示された支区では、人・農地プランの作成に向けたアンケート調査や図面の作成等に取り掛かっているところもあります。

来を見据えた営農体制の強化も不可欠であることから、今後ともご協力をお願いいたします。

最後になりますが、印旛沼土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様方のご健勝を祈念申し上げます。

陽春の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで宮下前所長の後任として、水資源機構千葉用水総合管理所長を拝命しました小栗でございます。前任地では、本社技術管理室技術管理課長として、機構の技術力の維持向上に係る各種取組と合わせて、土木職の人事・採用を担当しておりました。本地域への赴任は初めてとなりますが、これまでの本社勤務期間中にも、会議・打合せ等で千葉総管や印旛沼地域を訪問する機会は何度かございました。若輩者ではありますが、これまでの経験を活かし職員一丸となって印旛沼の水利用と内水排除、環境・水質保全等に万全を期していききたいと思っております。

水資源機構は令和4年度で、改称前の水資源開発公団設立（昭和37年5月）から数えて60年目を迎えることとなります。このため、水を必要とする地域や水源地域の皆様との協力があつてこそ60年に渡って水資源開発施設の建設・管理事業が展開されていることについて、改めて関係者の皆様に感謝の意を伝えるとともに、安定的に水を供給するという機構の使命について社会からの理解・共感の一層の醸成を図る機会ととらえ、60年記念事業としての広報活動等についても計画していると



独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所

所長 小栗 幸樹

陽春の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで宮下前所長の後任として、水資源機構千葉用水総合管理所長を拝命しました小栗でございます。前任地では、本社技術管理室技術管理課長として、機構の技術力の維持向上に係る各種取組と合わせて、土木職の人事・採用を担当しておりました。本地域への赴任は初めてとなりますが、これまでの本社勤務期間中にも、会議・打合せ等で千葉総管や印旛沼地域を訪問する機会は何度かございました。若輩者ではありますが、これまでの経験を活かし職員一丸となって印旛沼の水利用と内水排除、環境・水質保全等に万全を期していききたいと思っております。

水資源機構は令和4年度で、改称前の水資源開発公団設立（昭和37年5月）から数えて60年目を迎えることとなります。このため、水を必要とする地域や水源地域の皆様との協力があつてこそ60年に渡って水資源開発施設の建設・管理事業が展開されていることについて、改めて関係者の皆様に感謝の意を伝えるとともに、安定的に水を供給するという機構の使命について社会からの理解・共感の一層の醸成を図る機会ととらえ、60年記念事業としての広報活動等についても計画していると

取り組んでまいりたいと考えております。また、近年4月が少雨傾向となる年も多く、印旛沼の水位がまだ低い4月は、利根川の流況が悪化した際には代わりの需要集中とともに沼の水位が急激に水位低下するケースも見られるようになりました。このような渇水リスクに対処しては、印旛沼の渇水時の調整ルールについて、今後、県、関係利水者と協議しながら合意形成を図っていききたいと考えています。土地改良区の皆様にもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最近のトピックの一つとなりますが、印旛沼開発事業完了以来55年に渡って印旛沼の水位コントロールの要を担っている『酒直水門』のゲート点検見学会を令和4年2月18日に開催しました。今回は常時水没している洪水吐ゲートを水上に吊り上げて、これまで未更新である扉体の劣化状況やローラー類の点検を実施するタイミングに合わせて、関係機関から28名の方々に見学会にご参加頂き、施設の状況等をご確認頂きました。幸い緊急的な対策を要する状況ではありませんでした。水密ゴム等の劣化の進行は見られたことから、今後も、適切な定期点検や機能診断、計画的な整備の検討を行うにつ、見学会・説明会等を通じて関係機関の皆様とのリスクコミュニケーションに努めて参りたいと思っております。

最後に、印旛沼土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。

令和4年度で、改称前の水資源開発公団設立（昭和37年5月）から数えて60年目を迎えることとなります。このため、水を必要とする地域や水源地域の皆様との協力があつてこそ60年に渡って水資源開発施設の建設・管理事業が展開されていることについて、改めて関係者の皆様に感謝の意を伝えるとともに、安定的に水を供給するという機構の使命について社会からの理解・共感の一層の醸成を図る機会ととらえ、60年記念事業としての広報活動等についても計画していると

取り組んでまいりたいと考えております。また、近年4月が少雨傾向となる年も多く、印旛沼の水位がまだ低い4月は、利根川の流況が悪化した際には代わりの需要集中とともに沼の水位が急激に水位低下するケースも見られるようになりました。このような渇水リスクに対処しては、印旛沼の渇水時の調整ルールについて、今後、県、関係利水者と協議しながら合意形成を図っていききたいと考えています。土地改良区の皆様にもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【お問い合わせ先 印旛沼土地改良区 総務課 043-484-1155】

賦課金納入のお知らせ

◆令和4年度より賦課徴収業務は、会計課から総務課へお引越しいたしました。納入通知書や賦課金のお問い合わせは会計課へと記載しておりますが、お問い合わせの際は『総務課』へお願いいたします。ご面倒をおかけいたしますが、何卒宜しくお願い致します。

令和4年度 経常費・維持管理費の賦課金単価(10a当り) (単位:円/10a当)

賦課種別	単価	支区名	単価	支区名	単価
1. 経常費賦課金	3,950	⑥ 高崎川支区	4,600	⑪ 酒々井支区	5,500
2. 維持管理費賦課金	(支区別単価)	⑦ 埜原支区	3,500	⑫ 布鎌支区	3,500
① 八千代支区	4,200	⑧ 印旛沼北部支区	3,100	⑬ 鹿島川上流支区	6,500
② 佐倉西部支区	5,000	⑨ 佐倉北部支区	4,000	⑭ 印旛沼東部支区	3,800
③ 一本松用水支区	5,500	⑩ 中央支区	3,500		
④ 平戸支区	7,000	【備考】 ・本表は甲地区単価を掲載(乙地区は経常費1,316円) ・畑は経常賦課金・維持管理賦課金とも1/3			
⑤ 神崎川支区	4,000				

賦課金は納期までに納入下さい

◆3月29日に開催された通常総代会におきまして、本年度の賦課金及び徴収期日が下表のとおり確定いたしました。

賦課金は、皆さんの組織である土地改良区運営の根幹を成すもので、円滑な事業の実施に必要な財源であります。

別掲の賦課金納入状況のとおり、令和2年度賦課金(経常費・維持管理費)の収納率は、分区役員さんをはじめ組合員皆さまのご理解により99%以上の徴収率となっております。

賦課金が納期内に納入されることにより、施設の維持管理ほか予算に基づく執行が可能となりますので、ご理解ご協力をいただき納入期限までの納入を宜しくお願いいたします。

令和4年度 賦課金の賦課期日及び納入期限、口座振替日

賦課種別	賦課期日	納入期限	口座振替日	付記
1. 経常費賦課金	令和4年4月22日	令和4年6月6日	令和4年6月6日	上記単価により地積割に賦課
2. 維持管理費賦課金				
3. 農林漁業資金等償還金	令和4年10月3日	令和4年10月31日	令和4年11月7日	農業基盤整備促進事業 大竹地区、葉崎地区
4. その他、特別賦課金	賦課徴収の必要が生じた場合は、総代会で定める。			

令和4年度より口座振替による賦課金の徴収がスタートいたします！

★口座振替を申込みれた方は、令和4年6月6日に指定口座より振替ますので、残高不足にならぬよう前日までにご準備願います。

① 口座振替を申し込まれた組合員さんの通知書はこちら

親展

印旛沼土地改良区
〒285-0011
千葉県倉田山崎143番地
TEL 043-484-1155
FAX 043-485-3335

上記の賦課金はあなたの指定した金融機関の口座から納期前に振り替えます。振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

1. この賦課金は上記の期日までに、各区分の役員より24番から25番の指定に基き振替しましたので納入ください。
2. この賦課金について不届きのあるときは、土地改良区(484番)の指定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に事業で理事長に報告請求できます。但、納入期限までに納入されない場合は、期日に基き総務課に報告請求を提出した場合は、報告手数料を徴収します。
3. この期日の指定について不届きのある場合は、土地改良区理事長の許可、この期日を後退したことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に印旛沼土地改良区を被告として、期日の取り消しの訴えを提起することができます。

印旛沼土地改良区
理事長

残高不足等何らかの理由により口座振替が出来なかった場合、再度引落は行いません。後日改良区より振込み用紙を送付しますので記載された納期前までに納入をお願いします。
※納期前を過ぎてしまった場合、督促手数料・年利14.6%の延滞金がかかりますのでご留意願います。

賦課金の詳細については印旛沼土地改良区ホームページをご覧ください。
URL: <http://www.inbanuma-lid.jp/>
印旛沼土地改良区ホームページ
QRコード

位置
印旛沼土地改良区事務所
京成電鉄 成田線
成田駅
開け方
① 折り線に沿って開く
② 折り線に沿って開く
③ 折り線に沿って開く

土地改良区へのお問合せ
お問い合わせ内容・お問合せに該当する担当課名と併せて地域・場所などをお伝えいただけると担当へスムーズにお答え出来ます。

総務課
・組合員の定額(相対、住所変更、農地の売買・借地の貸借及び借地解除を行ったとき)
・農地の割合(賦課されている土地を知りたい)
・農地の割合・地区別(外県から他への変更又は他地区へ移転する計画など)

会計課
・賦課金のお支払いに関するご相談(賦課金納入先の変更など)
・口座振替のご相談(組合員の家族が申し込みたいなど)
・未納賦課金に関するご相談

水士地整備課
・用水路や排水路の維持管理の状況の確認など
・農業用水、排水に関するご相談
・土地改良事業に関する相談
・境界確定、用地測量に関する相談

開庁時間
◆午前8時30分から午後5時まで
◆平日月曜日から金曜日
(土曜・日曜・祝日・年末年始は閉庁)

◆口座振替依頼書は印旛沼土地改良区HPよりダウンロード頂くか、総務課までお問い合わせください。随時、申込案内を送付致します。(令和4年度は申込されていない組合員に配布を行っております。)

② □座振替を申し込まれていない組合員さんで、役員さんより受け取る通知書は👉こちら

課課金の納期は、6月 6日ですでお忘れなく！

土地法第35条及び定款第2条から第24条の規定に基づき上記の通り賦課いたしましたので納入ください。

その納期等についてはお問い合わせ下さい。土地改良法第48条の規定により、この通知書の発行後10日の経日から起算して90日以内の期間で滞り金に引き当ります。

1. 納入期限までに納入されない場合は、滞り金に引き当ります。滞り金は滞り金として徴収いたします。

2. この通知書の発行を受けて10日経過後の場合に、上記滞り金納付のほかに、この滞り金を通知のあったことと相知った日の翌日から起算して、1ヶ月以内10日以上の滞り金を減額として、滞り金の支払いのうえに配賦することとなります。

耕作地、住居、組合員会に企業が生じた場合は、「組合員資格喪失通知書」による届出が必要です。（毎年3月31日までに届けなければならぬが、翌年度の課税金額等に反映されます。）

お問合せ先

〒265-0011

佐賀県山崎143番地 印旛沼土地改良区 会計課 TEL 043-484-1155

〒000-0000

〇〇〇〇
××××

印旛 太郎

様

※ ※ ※※ 00000 - 000000

印旛沼土地改良区事務所

一	千歳みらい農協	全店	納
取	成田市農協	全店	納
扱	西印旛農協	東部支店	
		中央支店	
窓	八千代市農協	全店	納
口	市川市農協	豊富支店	
一			

③

↑このシン目によってお預けください↑

◆従来通り、指定されている農協または改良区窓口でのお支払いのみになります。

③ □座振替を申し込まれていない組合員さんで、郵便で受け取る通知書は[こちら](#)

[illegible]

◆郵便局・コンビニエンスストアまたは改良区窓口のみのお支払いになります。

賦課金（経常費・維持管理費）の主な使途について

◆賦課金は、経常費と維持管理費に分けられて使われております。

- ①経常費は、主に事務費、組織運営費などに使われています。
②維持管理費は、主に修繕費・電気料・委託費などに使われています。

納期内に納入されない方には・・・・・・

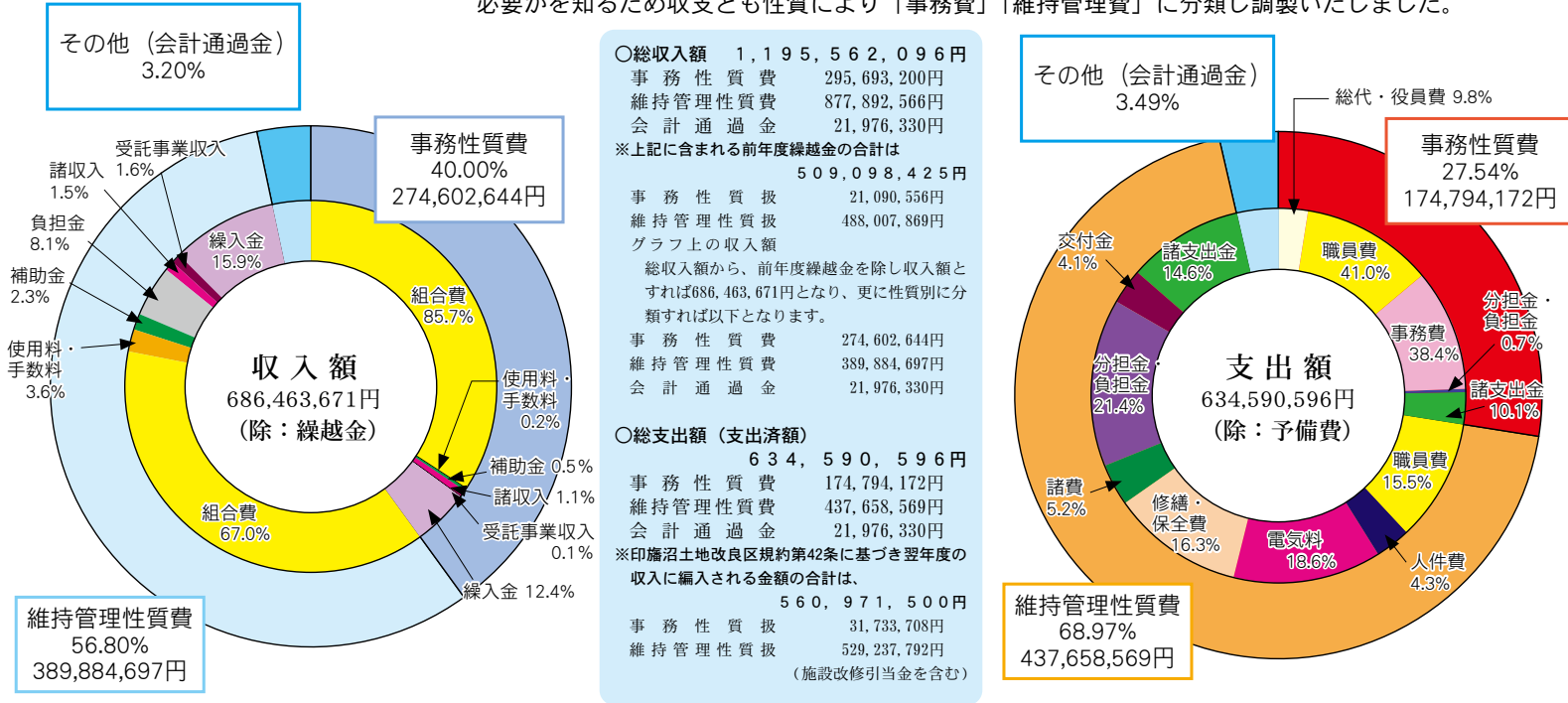
◆納期内に納入されない方に対しては、「督促状」を発行し早期の納入をお願いしております。

督促状が発行されますと、定款規約の規程により過怠金として「督促手数料及び延滞金（年14.6%）」が加算されますので、必ず納期限内の納入をお願いいたします。また、督促状を発しても納入されない方に対しては、土地改良法第39条（財産差押）の処分対象者として手続きを開始しますのでご留意願います。

令和2年度 一般会計と維持管理事業特別会計

賦課金はこうに使われました

○令和2年度における一般会計と維持管理事業会計の決算額を合わせ記しました。
※土地改良区の会計は、一般会計で維持管理事業特別会計（印旛沼土地改良区では 特別会計を設け執行）を展開することが一般的なため、このような記載をしております。また、一般会計内で利水・排水管理費及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を執行しているため、施設管理にどの程度の資金が必要かを知るため収支とも性質により「事務費」「維持管理費」に分類し調製いたしました。



○ 以上、収支決算の状況から、収入した額（除く繰越金）で考察すれば事務性質扱いで収入した274,602,644円に対し、その支出は174,794,172円で一方の維持管理性質扱いは、収入で389,884,697円、支出で437,658,569円となり不足が生じています。
各々過不足にあっては、利水・排水管理及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を「共通維持管理費」と称し、一般会計で執行することにより調製され相互補完することで成り立っています。

令和2年度 会計別決算の状況

会 計 名		収 入	支 出	繰 越 額
1	一 般 会 計	354,011,341	322,277,633	31,733,708
2	維 持 管 理 支 区 特 別 会 計	841,550,755	312,312,963	529,237,792
小 計		1,195,562,096	634,590,596	560,971,500
3	国営造成施設管理体制整備促進事業	28,150,000	28,150,000	0
4	団 体 営 土 地 改 良 事 業	24,875,800	24,875,800	0
5	維 持 管 理 適 正 化 事 業	1,572,000	1,572,000	0
6	維 持 管 理 費 負 担 軽 減 対 策 事 業	56,072,300	4,875,900	51,196,400
7	県 管 理 他 機 場 操 作 関 係 等	76,877,772	48,555,924	28,321,848
8	維 持 管 理 強 化 事 業	174,887,819	7,159,200	167,728,619
9	多 面 的 機 能 支 払 促 進	400,000	400,000	0
10	農 林 漁 業 資 金 等 借 入 償 還 金	6,522,940	6,522,940	0
11	環 境 保 全 対 策 調 査 事 業	28,823,244	0	28,823,244
12	災 害 関 連 事 業	23,866,151	7,520,700	16,345,451
13	そ の 他 諸 事 業 特 別 会 計	7,088,704	0	7,088,704
14	消 費 税 納 税 引 当 金	6,753,045	2,979,719	3,773,326
15	地 区 除 外 ・ 開 発 行 為	49,894,606	24,981,115	24,913,491
16	備 荒 積 立 金 等	4,631,821,485	83,617,714	4,548,203,771
小 計		5,117,605,866	241,211,012	4,876,394,854
17	基 本 財 産	195,866,428	377,076	195,489,352
合 計		6,509,034,390	876,178,684	5,632,855,706

令和2年度 財産目録

資 産 の 部		5,947,029,774	負 債 の 部		4,641,116,941
1.流動資産		5,688,177,767	1.長期負債		104,132,020
(1) 現 金 及 び 預 金		947,264,864	(1) 農 林 漁 業 資 金 等		104,132,020
(2) 未 収 金		8,438,630	(2) 管 内 金 融 機 関 等		0
(3) 特 定 資 産		4,536,984,921	(3) 国 営 事 業 負 担 金		0
(4) 基 本 財 産		195,489,352			
2.固定資産		258,852,007	2.短期負債		4,536,984,921
(1) 土 地 （ 事 務 所 用 地 ）		37,400,000	(1) 前 受 金		0
(2) 建 物 ・ 設 備		177,848,524	(2) 未 払 金		0
(3) 機 械 ・ 器 具		16,327,025	(3) 見 返 り 預 金		4,536,984,921
(4) 備 品		27,276,458			

令和 4 年度 一般会計収支予算について

○新たな土地改良区会計基準に対応する為、令和 4 年度会計より 事業会計、支区会計、積立金会計を一般会計に統合しました。

また、単式簿記による会計処理が令和 4 年度から複式簿記に移行し財務諸表の作成、公表が義務化されました。今後も適正な会計処理に努めて参ります。



令和 4 年度 科目別予算状況

収入の部

支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	科 目	本年度予算額
土地改良事業収入	517, 939, 917	土地改良事業費支出	475, 038, 202
附帯事業収入	7, 610, 000	附帯事業費支出	1, 500, 000
基本財産運用収入	737, 600	一般管理費支出	192, 727, 512
特定資産運用収入	20, 780, 000	土地改良事業負担金支出	74, 727, 415
補助金等収入	42, 910, 000	借入金返済支出	6, 903, 666
交付金収入	0	固定資産取得支出	15, 000, 000
寄付金収入	0	支払換地清算金支出	0
業務受託料収入	48, 845, 760	基本財産積立支出	0
雑収入	2, 494, 000	特定資産積立支出	52, 094, 498
借入金収入	5, 200, 000	雑支出	22, 702, 640
基本財産取崩収入	397, 600	その他繰出金	167, 608, 607
特定資産取崩収入	52, 969, 772	繰越金	5, 268, 226, 207
固定資産売却収入	0	予備費	292, 925, 137
徴収換地精算金収入	0		
その他繰入金	145, 789, 463		
繰越金	5, 723, 779, 772		
計	6, 569, 453, 884	計	6, 569, 453, 884

令和 2 年度 賦課金納入状況

(単位：円)

賦 課 金 の 種 別		調 定 額	納入済額	徴収率	徴収未済額
1	経 常 賦 課 金	236, 262, 890	235, 446, 700	99. 65%	816, 190
2	維 持 管 理 費	262, 129, 500	261, 230, 846	99. 65%	898, 654
3	団 体 営 事 業 借 入 償 還 金	6, 128, 110	6, 128, 110	100. 00%	0



クリーンアップ作戦

水土里ネット印旛沼ではこれまで水土里ネットが果してきた役割、機能をあらためて見直すとともに、農業の多面的機能を発揮し、農業の持続的発展と豊かで住みやすい農村の振興に向けた取り組みとして地域に期待される新たな役割を果たす土地改良区へ**21世紀土地改良区創造運動**を展開しています。

その運動の一つが**田園環境クリーンアップ作戦**です。

この作戦とは？

不法投棄に対して水土里ネットが主体的に監視体制をつくり不法投棄の早期発見から対処までの活動を展開し、不法投棄を防止し美しい田園空間の維持保全を図ることがこの作戦の目的です。

活動内容

- ①各支区から監視員を選出し、地域の巡視を行う
- ②警告看板等の設置
- ③除草作業の拡充
- ④関係機関との連携
- ⑤啓発活動



低地排水路に設置されている啓発看板

お願い

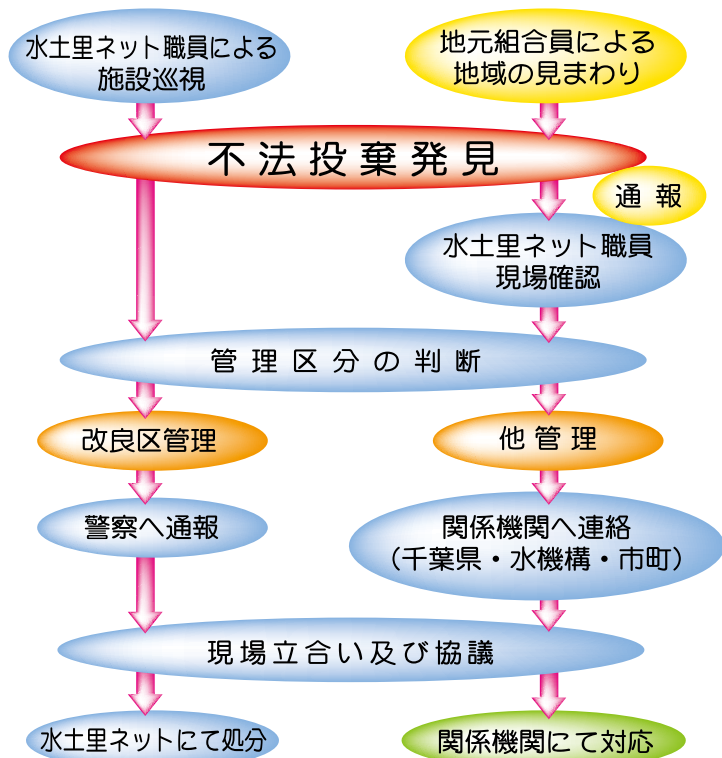
- 排水機場付近への不法投棄物も多く、排水不良はもとより排水機場の故障の原因にもなりかねません。
- 農家から不法投棄されたと思われます、畔シートやビニール等も多く目につきますので農家の方々には、注意をお願いいたします。

田園環境クリーンアップ作戦

◎不法投棄防止に向けての水土里ネット印旛沼の取り組み

- 水土里ネット職員による基幹施設の定期巡視
- 不法投棄防止、監視記載の看板設置（安全管理費にて対応）
- 地元組合員に対する農機具等の投棄禁止の啓蒙

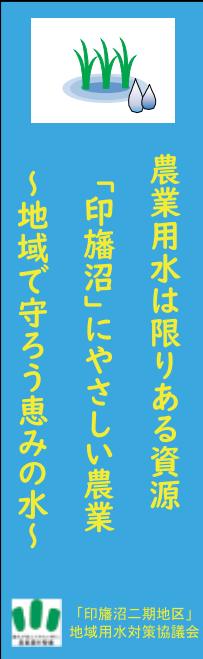
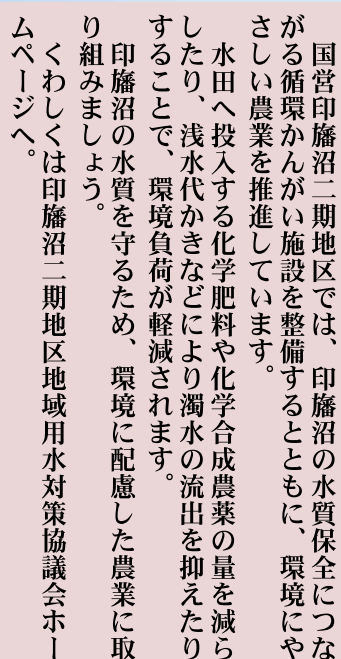
◎不法投棄に対する水土里ネット印旛沼の体制



※処分費については安全管理費を充当



関係組合員の皆様には工事中ご不便ご迷惑をお掛け致しますがご理解ご協力のほど宜しくお願いします。



適正な取水管理は節電にもつながります。各ほ場の小まめな水管理やポンプの運転時間の短縮など維持管理費の軽減のためご協力をお願いします。

令和 3 年度 土地改良事業の概要

1. 国営・県営・団体営・非補助事業

(事務費除き 単位：千円)

事業名	地 区 名 (関係支区名)	工期	全 体		令和 3 年度事業		令和 4 年度事業（予定）		備 考 (負担割合)
			事 業 量	事業費	事 業 量	事業費	事 業 量	事業費	
国営かんがい排水事業	印旛沼二期地区 成田市、佐倉市 八千代市、印西市 酒々井町、栄町	H22 ～ R6 (R9)	揚水機場 N=3箇所 用排水機場 N=3箇所 幹線用水路 L=1.2km 幹線排水路 L=1.1km 支線用水路 L=51.7km 受益面積 A=5,002ha	43,600,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松師戸用水管工事 旧施設撤去工事 宗吾西低地排水路工事 北調低地排水路工事 調査測量設計一式	2,250,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松機場工事 一本松師戸用水管工事 北調低地排水路工事 白山支線用水路管充填その他工事 調査測量設計一式	2,692,000	国66.6%、県25%、 地元8.4% (地元負担の内訳) 用水：関係市町6.0%、 農家2.4% 排水：関係市町8.4%、 農家0%
県営農業競争力強化基盤整備事業	埜 原 (埜 原)	H27 ～ R6	排水機場 N=1箇所 排水路工 L=2,425m	1,584,400	埜原機場工事 調査設計一式	223,115	埜原機場工事 測量業務一式	295,296	国50%、県25%、 市25%
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	弥富川 (鹿島川上流)	H28 ～ R6	排水路護岸工 L=1,450m	519,050	排水路護岸工事 調査設計一式	100,000	排水路護岸工事 調査設計一式	100,000	国50%、県25%、 市25%
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型) [令和3年度より 強化支援費は、 水利施設管理強化事業へ移行]	印旛沼	【第1期】 H12～H16 【第2期】 H17～H21 【第3期】 H22～H29 【第4期】 H30～R4	【第1・2期】 電力料・整備補修費他一式・安全管理 【第3期】 電気料・整備補修費他一式・安全管理 【第4期】 電気料・整備補修費他一式・	【第1期】 180,430 【第2期】 186,300 【第3期】 231,607 【第4期】 140,750	【第4期】 電力料・整備補修費他一式	28,150	【第4期】 電力料・整備補修費他一式 [令和3年度より強化支援費は、水利施設管理強化事業へ移行] 計画更新活動、推進活動一式	27,900 250	【補助金】 農業外効果にかかる補助金 全体経費の37.5%以内 国50%、市町50% 国50%、県50%
高濃度PCB廃棄物処理事業	印旛沼	R3	運搬及び処理 32件 コンデンサ・変圧器補修一式	4,008.8	運搬及び処理 32件 コンデンサ・変圧器補修一式	4,008.8	令和3年度完了	—	運搬費：国 一部税抜き×70% 処理費：改良区100%

多面的機能支払交付金制度実施状況

- 平成27年度から「法に基づく制度」として実施された「多面的機能支払交付金制度」について、既に農地水保全管理交付金制度から実施している地区も含め、改良区管内で多数の地区で実施されております。
- 改良区では新規地区を対象に、交付金が交付されるまでの期間1地区当たり15万円を目安に(総額150万円)無利子で貸付け、活動組織が交付金受領後に償還いただくよう、予算計上されています。

用排水施設の安全対策について

4月から8月まで農業用水期となり、半年以上休止していた用水機場が一斉に稼働し始めます。これまで水が流れていなかった用排水路や堰などでは、水の量や勢いが増してきます。

大雨時に農家の方々が見廻り作業する場合も注意いただきたいところですが、特に子供が水に親しむ季節となり興味を引く場所となります。

改良区では基幹施設保全管理業務として、管内小中学校の児童生徒に向け安全啓発用の物資を作製し配布しています。

夏休みに入ると水路等での事故が毎年報道されます。

付近で遊んでいたたり、危険な場所で釣りなどしている子供たちを見かけたら、注意を促してあげて下さい。

